

第 4 章 騒 音

第1節 騒音の現況

騒音は日常生活に密着したものであり、その発生源も工場・事業場や建設作業等の固定発生源と自動車、鉄道、航空機等の移動発生源のほか、宣伝放送、深夜営業、家庭における冷暖房機器、楽器、ペット類等のいわゆる近隣騒音に至るまで多種多様である。

令和4年度の苦情の受理件数(表1)は、工場・事業場からのもの1件をはじめとして合計5件あった。

また、環境騒音測定を目的として9地点で測定を行った結果(表2)、環境基準の達成率は88.9%であった。

表1 発生源別苦情受理件数（新規直接受理分）

年 度		平成 30		31		令和 2		3		4	
発 生 源											
工場・事業場	特 定 工 場 等	2	3		2	1	3		1		2
	そ の 他	1		2		2		1		2	
建 設 作 業	特定建設作業	5	10	1	2		1				3
	そ の 他	5		1		1				3	
自 動 車	高 速 道 路								2		1
	そ の 他							2		1	
航 空 機	民 間 機										
	そ の 他										
鉄 道	新 幹 線		1								
	そ の 他	1									
営 業	深 夜 営 業										
	そ の 他										
拡 声 器	商 業 宣 伝					1	1				
	そ の 他										
家 庭 生 活	電 気 機 器	2	3								
	楽器、音響機器										
	人の声、足音、給排水音										
	ペ ッ ト										
	そ の 他	1									
アイドリング・空ふかし								1		1	
そ の 他										1	
騒音苦情件数/総苦情件数		17/77		4/49		5/43		3/20		8/46	

- (注) 1. 工場、事業場には建設資材置場に係るものを含む。
2. 高速道路には自動車専用道を含む。
3. 営業でも、送風機、空気圧縮機等の施設に係るものは工場・事業場に含む。
4. アイドリング・空ふかしは、住宅地区の生活行為に伴う騒音。

表2 環境基準達成状況（令和4年度）

地域の類型		地点数	環境基準 達成地点数	環境基準(dB)	
				昼間(6～22時)	夜間(22～6時)
一般地域	A	1	1(100)	55	45
	B	1	1(100)		
	C	1	1(100)	60	50
	計	3	3(100)	－	－
道路に 面する 地域	A(2車線以上)	2	1(50)	60	55
	B(2車線以上)	1	1(100)	65	60
	C(車線を有する)	1	1(100)		
	計	4	3(75)	－	－
幹線交通を 担う道路に 近接する空間	B	1	1(100)	70	65
	C	1	1(100)		
	計	2	2(100)	－	－
合 計		9	8(88.9)	－	－

(注) 1. () 内の数値は、環境基準適合率である

2. A 類型は専ら住居の用に、B 類型は主として住居の用に、C 類型は商業・工業の用に供される地域があてはまる

1 工場・事業場騒音

工場等に起因する騒音公害は、住居と工場とが混在している土地利用に原因がある。

騒音規制法に基づく特定工場等の数（表3）は223で、816の特定施設が設置されている。これらのほとんどは第2種（主に住居地域）、第3種区域（主に準工業地域）に集中しており、これらの地域にある工場等は小規模で住居に隣接している場合が多い。

表3 騒音規制法に基づく特定工場等総数

（令和5年3月31日現在）

施設の種類 \ 区 分	特定工場等総数	特定施設総数
金属加工機械	45	120
空気圧縮機等	116	524
土石用破砕機等		
織機		
建設用資材製造機械	8	9
穀物用製粉機	1	1
木材加工機械	36	89
抄紙機	1	1
印刷機械	10	40
合成樹脂用射出成形機	6	32
鑄造機		
計	223	816

本市では、市内 14 工場について年 2 回工場敷地境界線上で騒音調査を実施（表 4）している。また、騒音規制法による特定施設設置届出が出された工場については、必要に応じて現地調査を実施している。

表 4 工場騒音調査結果（令和 4 年度）

調査対象工場数	調査地点数	調査件数	協定値適合件数	協定値適合率(%)
14	34	132	131	99

2 特定建設作業騒音

建設作業騒音は、一般的に騒音レベルが高いこと、工場騒音と異なり一時的でしかも短期間であること、場所等に代替性がないこと、屋外作業のため騒音防止が極めて困難である等の特殊性があり、粉じん等の他の問題を伴って発生するが多い。

令和 4 年度における騒音規制法に基づく特定建設作業の届出総数(表 5)は 72 件で、種類ではさく岩機を使用する作業が 25 件(35%)と最も多く、次に空気圧縮機、バックホウを使用する作業が 22 件(31%)となっている。

なお、これらの工事に際しては苦情の未然防止のため、事前に工事施工者が付近住民に対し工事内容・工期等の説明を行い、理解を得るよう指導している。

表 5 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

作業の種類 \ 年 度	平成 30	31	令和 2	3	4
くい打機等を使用する作業	9	6	7	7	2
びょう打機を使用する作業					
さく岩機を使用する作業	33	38	34	40	25
空気圧縮機を使用する作業	31	26	18	25	22
コンクリートプラント等を設けて行う作業					
バックホウを使用する作業	35	26	21	28	22
トラクターシャベルを使用する作業	1		1		1
ブルドーザーを使用する作業	1	2	3	2	
計	110	98	84	102	72

3 交通騒音

(1) 自動車騒音

自動車騒音については、平成 12 年度から騒音規制法に基づく常時監視として、県を主体に主要幹線道路沿線において騒音測定を実施していたが、平成 24 年度からは権限委譲により市が実施することとなった。

令和 4 年度は 5 地点で測定を行い、7 路線に対して面的評価を行い環境基準の達成状況を調査した。調査結果を表 6 に、測定地点及び面的評価を行った路線を図 1 に示す。

表 6 自動車騒音調査結果（令和 4 年度）

○点的調査結果

実測 地点 番号	路 線 名	調査地点住所	環境 基準 類型	等価騒音 レベル(dB)		環境基準 達成状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間
①	一般国道 188 号	麻里布町 2 丁目 6	C	65	59	○	○
②	一般国道 188 号	車町 2 丁目 2	C	70	64	○	○
③	一般国道 188 号	由宇町	×	71	64	×	○
④	一般国道 437 号	由宇町	B	66	58	○	○
⑤	岩国玖珂線	錦見 6 丁目 9	C	69	68	○	×

○面的調査結果

路線名	住居 戸数 (戸)	昼夜共 基準 以下 (戸)	割合 (%)	昼のみ 基準 以下 (戸)	割合 (%)	夜のみ 基準 以下 (戸)	割合 (%)	昼夜共 基準 超過 (戸)	割合 (%)
山陽自動車道	170	170	100	0	0	0	0	0	0
一般国道 188 号	2,010	1,977	98.3	3	0.2	24	1.2	6	0.3
一般国道 437 号	176	173	98.3	1	0.6	0	0	2	1.1
岩国玖珂線	275	235	85.4	39	14.2	0	0	1	0.4
岩国美和線	128	128	100	0	0	0	0	0	0
大竹美和線	53	53	100	0	0	0	0	0	0
祖生通津停車場線	30	30	100	0	0	0	0	0	0

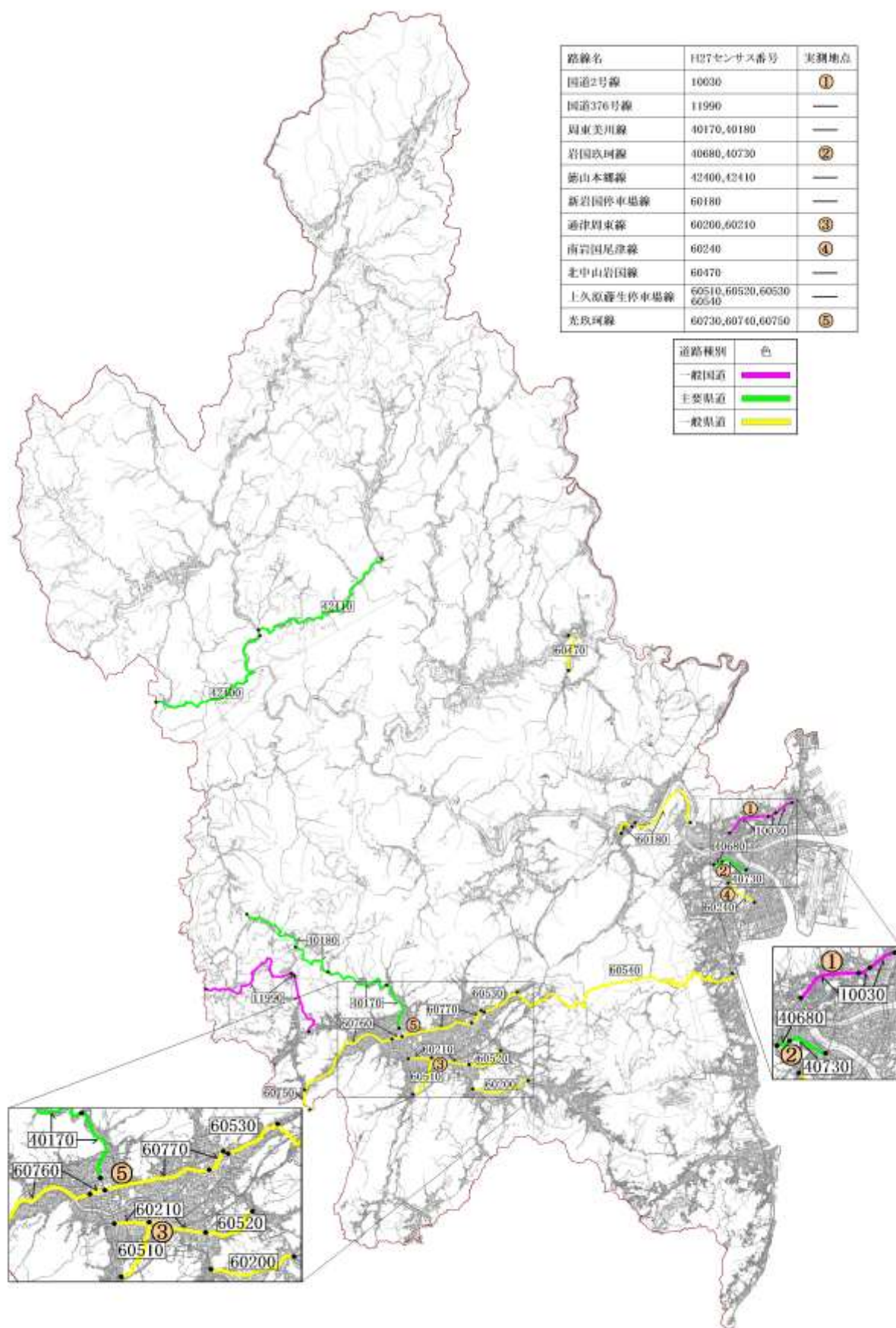


図1 自動車騒音測定地点及び面の評価路線図（令和4年度）

(2) 鉄道騒音

本市における新幹線鉄道はトンネル通過距離が長く住居等に面した地域が少ないため比較的影響範囲は狭い。令和4年11月16日に測定を実施した結果(表7)、2地点で環境基準を超過していた。在来鉄道騒音については環境基準がないため測定を実施していない。

表7 新幹線鉄道騒音調査結果(令和4年度)

測定場所	騒音レベル(dB)		環境基準の 地域類型	測定本数
	13m(下り)	14.5m(上り)		
1. 周東町下久原	73	－	I 類型 (70dB以下)	20
2. 周東町下久原	－	75		

(注) 1. 騒音レベルは、測定列車ごとの騒音のピークレベルのうち上位半数をパワー平均したものである

(3) 航空機騒音

本市には米海兵隊岩国航空基地があり、特に軍用ジェット機は騒音レベルが高く影響が広範囲に及ぶため、飛行場周辺の生活環境保全上大きな問題となっており、多くの苦情が寄せられている。(表8)

このため、令和4年度は、山口県は常時測定点を4地点、岩国市は常時測定点を5地点、移動測定点を2地点設けて測定を行った。常時測定点9地点のうち環境基準の設定のある7地点全てで環境基準を満たしていた。(表9)

表8 航空機騒音等に関する苦情件数の推移

苦情種別	年 度				
	平成30	31	令和2	3	4
上空飛行(工場・市街地)	32	125	72	56	24
航空機騒音	5,428	3,928	3,492	3,954	4,964

表 9 航空機騒音調査結果（令和 4 年度）

測定機関	測定場所	測 定 期 間	年平均	環境基準値
山口県	旭町 2 丁目	R4. 4. 1～R5. 3. 31	60	Ⅱ 類型 62 以下
	車町 3 丁目		52	
	門前町 1 丁目		46	I 類型 57 以下
	由宇町中央 2 丁目		50	Ⅱ 類型 62 以下
岩国市	川口町 1 丁目	R4. 4. 1～R5. 3. 31	59	
	尾津町 5 丁目		61	適用なし
	由宇町港 3 丁目		56	
	由宇町神東		52	
	由宇町大畑		48	
	南岩国町 5 丁目	R4. 4. 1～6. 23 R5. 1. 4～3. 28	51	Ⅱ 類型 62 以下
	通津	R4. 8. 4～9. 30 R4. 10. 1～12. 23	41	I 類型 57 以下

- (注) 1. *は環境基準を満たしていないことを示す
2. 単位は dB（平成 25 年 4 月より WECPNL から Lden に変更）

第2節 騒音防止対策

騒音から生活環境を保全するため、環境基本法により、騒音に係る環境基準、新幹線鉄道騒音に係る環境基準及び航空機騒音に係る環境基準が定められている。

騒音に係る環境基準を達成するために、騒音規制法により特定工場、特定建設作業から発生する騒音及び自動車騒音について規制を行っている。また、山口県公害防止条例により、法規制対象外の工場・事業場及び建設作業から発生する騒音についても法と同等の規制を行い生活環境の保全に努めている。

1 環境基準の類型をあてはめる地域の指定

騒音に係る環境基準は、環境騒音については昭和46年5月25日、航空機騒音については48年12月27日、新幹線鉄道騒音については50年7月29日にそれぞれ設定された。本市の騒音に係る環境基準の地域類型の指定状況は表10のとおりである。

表10 騒音に係る環境基準の地域類型の指定状況

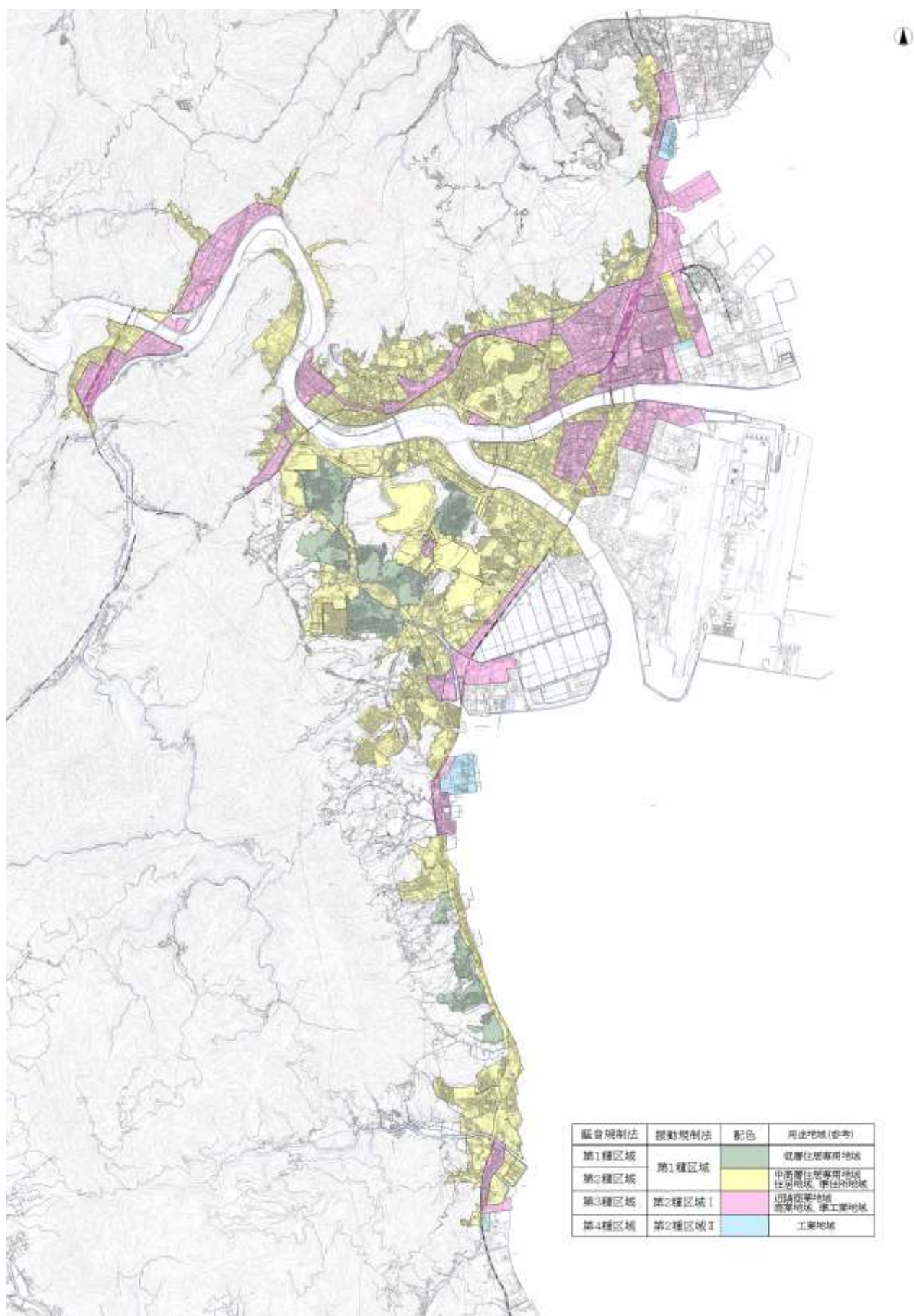
環 境 基 準	最 新 改 正 年 月 日
環 境 騒 音	平成23年4月1日（岩国市告示第74号）
新 幹 線 鉄 道 騒 音	平成13年4月1日（山口県告示第275号）
航 空 機 騒 音	平成18年3月20日（山口県告示第136号）

2 騒音規制法による規制

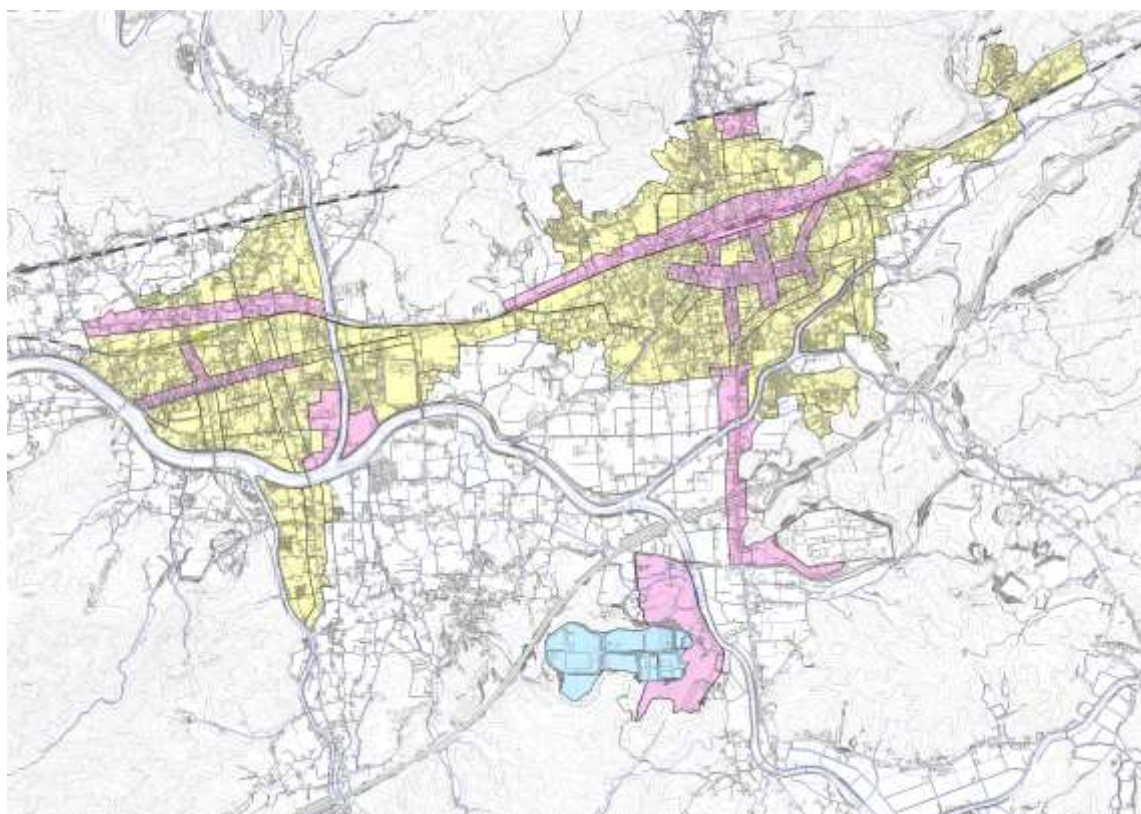
騒音規制法は、工場・事業場及び建設作業から発生する騒音について規制するとともに、自動車騒音に関して許容限度及び要請限度を定めている。

市では、指定地域の指定及び規制基準の設定（平成23年4月1日から県より権限委譲）、騒音の測定、事業者等に対する改善勧告・命令、立入検査等の事務等を行っている。

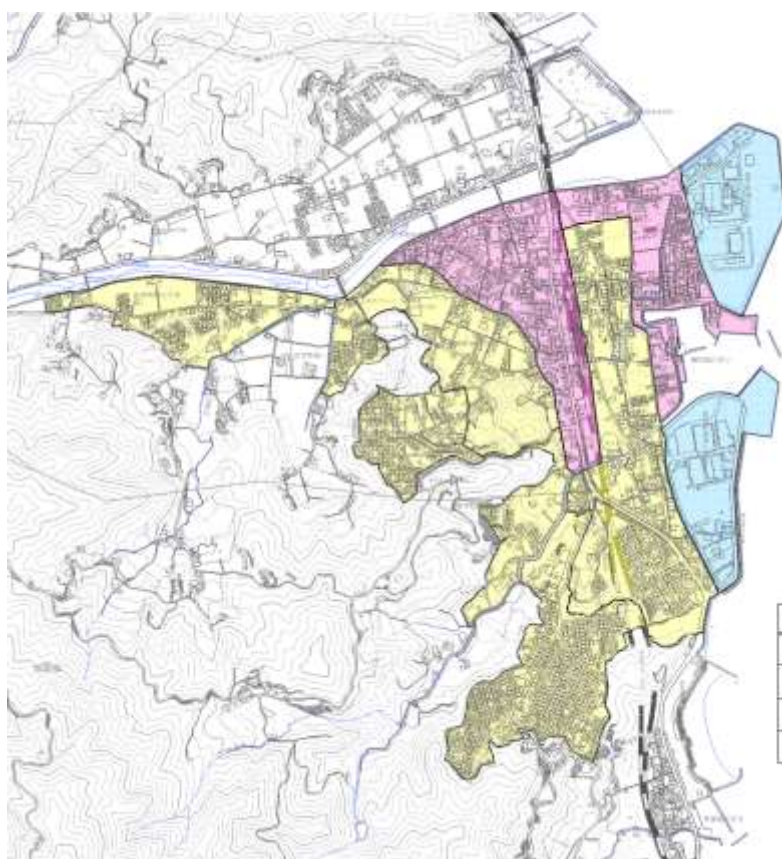
騒音規制法第3条第1項の規定に基づく指定地域は、昭和44年5月1日に山口県知事から指定され、現在は令和6年3月15日岩国市告示第43号（令和6年4月1日施行）により、岩国市長が地域を指定している。また、騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域の区分は、昭和50年12月20日山口県告示第1079号で山口県知事により定められ、現在は平成23年4月1日岩国市告示第69号により岩国市長が定めている。指定地域内における自動車騒音が限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められる場合には、市長は県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を取るべきことを要請することができ、また、必要に応じて、自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べるができることとされている。



騒音・振動規制法指定地域概要図(岩国地域)



騒音・振動規制法指定地域概要図(玖珂・周東地域)



騒音規制法	振動規制法	配色	用途地域(参考)
第1種区域	第1種区域	緑色	低層住居専用地域
第2種区域		黄色	中高層住居専用地域 住居地域、準住居地域
第3種区域	第2種区域Ⅰ	ピンク色	準商業地域 商業地域、準工業地域
第4種区域	第2種区域Ⅱ	青色	工業地域

騒音・振動規制法指定地域概要図(由宇地域)